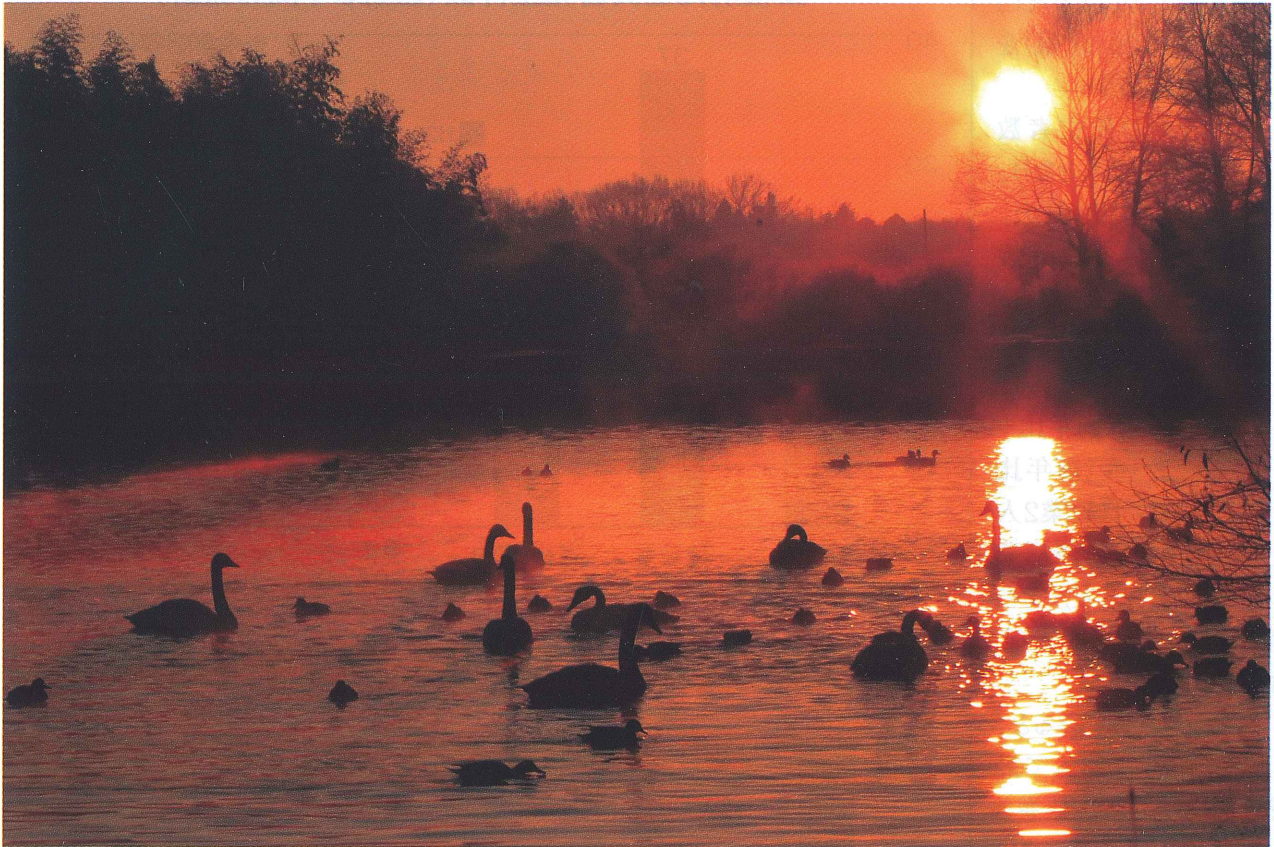


# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2022  
 VOL.643

# 2



厳寒の朝(水戸市)

写真提供者：水戸市 赤須 早苗氏

## ●2022 2月号 CONTENTS●

令和3年における県内の死亡労働災害発生状況(速報) ……2	労働保険料の納付は口座振替が便利です ……9
石綿事前調査結果報告システムの 運用開始前にユーザーテストを実施します ……3	「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します ……10
職場で新型コロナウイルスに感染した方へ 業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります ……4	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ ……11
パワハラ防止措置の対応はお済みですか? ……5	安全衛生教育促進運動 ……12
令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます! ……6	外国人労働者に技能講習を受講させたいと考えている事業主の皆様へ ……13
育児・介護休業法が改正されます! ……7	化学物質管理者養成研修会のご案内 ……14
新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう ……8	廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内 ……14
	石綿健康被害者のご遺族の皆さまへ 「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです ……15
	県内の労働災害発生状況速報 ……15
	死亡災害発生状況 ……15
	講習会のご案内 ……16

# 令和3年における 県内の死亡労働災害発生状況(速報)

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和3年の労働災害による死亡災害発生状況(速報)を取りまとめました。

令和3年の死亡者数(速報値)は22人となり、前年より4人増加しました。

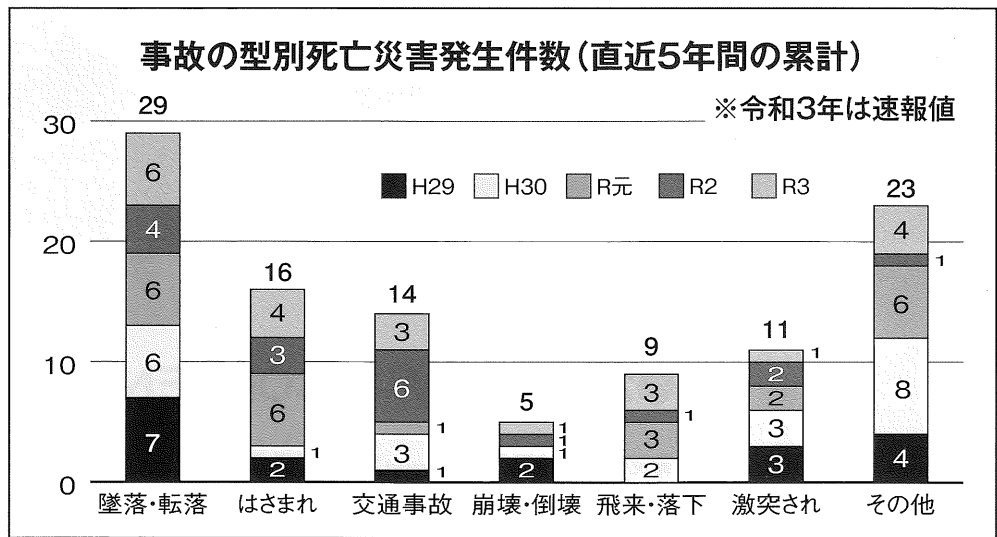
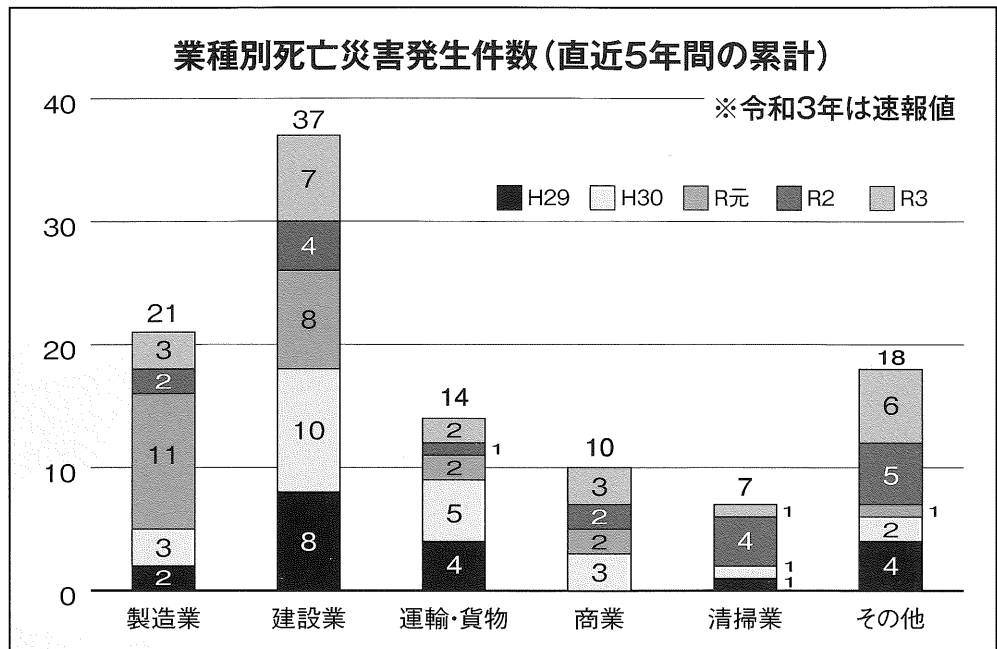
業種別で見ると、建設業が7人(前年比+3人)と最も多く、全体の31.8%を占めています。このほか、製造業3人(前年比+1人)、商業3人(前年比+1人)、運輸・貨物業2人(前年比+1人)、清掃業1人(前年比-3人)、その他6人(前年比+1人)となっています。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」が6人で最多となり、「はさまれ・巻き込まれ」4人、「交通事故」と「飛来・落下」が3人と続きます。

また、年齢別では、20歳代が3人、30歳代が2人、40歳代が2人、50歳代が5人、60歳代が4人、70歳代以上が6人となっており、60歳以上の労働者が全体の45.5%、50歳代以上の労働者では全体の68.2%を占めています。

労働災害による死亡者数は長期的には減少していますが、高年齢労働者の労働災害は死亡・休業災害ともに増加傾向にあり、高年齢労働者が安心・安全に働ける職場環境の実現が一層強く求められます。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守や基本的な安全対策の徹底に加え、エイジフレンドリーガイドライン(令和2年3月策定)に基づく取組の推進、リスクアセスメントの実施による危険・有害性の洗い出し等、安全管理を強化していただくようお願いいたします。



問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課(Tel 029-224-6215)



## 石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 ※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビスIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から2月18日(金曜日) まで ※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。
URL	<a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/</a>
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報  
ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省  
Webサイト

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)



### ユーザーテストQ&A

#### Q 参加に必要なものは?

- A GビスIDを事前に取得いただく必要があります

ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGビスIDが必要となります。今回取得したGビスIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。

#### Q どの機能が使えるの?

- A すべての機能が使えます

ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。

#### Q 実際のデータを使うの?

- A 申請データは架空のものでも構いません

実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。

#### Q データはどうなるの?

- A 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります

ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。

#### Q 動作不良がありました。どうすればよいですか?

- A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

### 石綿事前調査結果の報告とは

建築物や工作物の解体・改修工事を行う際は、法令に基づき、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。一定以上の建築物・工作物の工事の場合、管轄の労働基準監督署と自治体に事前調査結果の報告を行う義務が事業者(元方/元請事業者)に課せられます。報告対象となる工事は以下のとおりです。

**【報告対象となる工事】** ※石綿の有無によらず、以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- 解体部分の延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

石綿事前調査結果報告システムを活用することで、労働基準監督署や自治体へ出向くことなく、パソコン等から報告することができます。

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 Tel 029-224-6215

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、

# 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
  - ※ (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
(項目「5労災補償」)をご覧ください ▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)
- \*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■ お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶





パワハラ防止措置の  
対応はお済みですか?

2022年(令和4年)4月1日から、中小企業にも

**パワーハラスメント防止措置が義務となります!**

～中小企業の皆さま、適用まで間もなくです!～

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
  - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
  - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を全て満たすものをいいます。



客観的にみて、業務上必要かつ  
相当な範囲で行われる適正な  
業務指示や指導については、  
該当しません。

#### 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置(※)

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務) ※中小企業は令和4年4月1日から義務

##### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

##### ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談 窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談 窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

##### ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(事実確認ができた場合講じる必要があります)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(事実確認ができた場合講じる必要があります)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も講じる必要があります)

##### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含みます)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益 取扱い をされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

#### 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止(※)

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

※本項目は企業規模に関わらず、全ての企業が対象としてすでに施行されています。

#### 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されています(※)

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。)

- ① 事業主及び労働者の責務を法律上明記
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応(セクシュアルハラスメントのみ)

※本項目は企業規模に関わらず、全ての企業が対象としてすでに施行されています。

#### ハラスメント対策についてのお役立ち情報

##### ▶ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する研修用資料や、対策導入マニュアル、裁判例など、社内の体制整備に役立つ情報を発信しています。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



##### ▶「ハラスメント対策」に係る規定例等

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠出産・育児休業等に関するハラスメントの防止のために講ずべき措置について、就業規則への規定例、社内周知のチラシの例等を掲載しています。是非ご活用ください!

URL: [https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/koyoukankyou\\_inf/syokuba\\_harassment.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukankyou_inf/syokuba_harassment.html)



#### お問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

電話: 029-277-8295 FAX: 029-224-6265

URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



# 令和4年4月1日から 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます！

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

## 【行動計画の策定・届出の進め方】

「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4ステップをご参照ください。

### ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

#### 基礎項目（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

- ・自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用することが原因の分析を深めるために有効です。
- ・「〔区〕」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。
- ・「雇用管理区分」とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものです。

例：正社員、契約社員、パートタイム労働者／事務職、技術職、専門職、現業職など

↓

把握した状況から自社の課題を分析してください。

### ステップ2 行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)1つ以上の数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

なお、公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」を活用しましょう！

### ステップ3 行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

届出の様式は、以下をご参照ください。

- ① 行動計画策定・変更届の届出参考様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>
- ② 次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>



①のQRコード



②のQRコード

### ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

## 【女性の活躍に関する情報公表】

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。なお、公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」を活用しましょう！

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）</li> <li>・男女別の採用における競争倍率（区）</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種または雇用形態の転換実績（区）（派）</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率（区）</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・雇用管理区分ごとの労働者の一月あたりの平均残業時間（区）（派）</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率（区）</li> </ul>

〔区〕の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

〔派〕の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

### 行動計画の外部の公表、情報公表は「女性の活躍推進企業データベース」を活用しましょう！

行動計画の外部への公表や自社の女性の活躍に関する情報公表をする際は、厚生労働省が運営するサイト「女性の活躍推進企業データベース」を活用しましょう！

URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

**【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295**

# 育児・介護休業法が改正されます！

～有期契約労働者(※)の方も育児休業や介護休業をすることができます～

(※)「パート」、「アルバイト」、「契約社員」などの呼称を問わず、1年契約など雇用期間を定めて契約をしている労働者を指します。



原則として1歳未満の子を養育するために、休業をすることができます。(保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は最長2歳まで休業を延長することができます。)



要介護状態にある家族を介護するために、通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができます。

## ● 育児・介護休業法改正ポイント ● ～段階的に施行されます。第一弾は令和4年4月1日施行！～

### ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- ・雇用環境整備の具体的内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めさせないことを定める予定です。

### ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

- 「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し、無期雇用労働者と同様の取り扱い(労使協定の締結により除外可)とする。

※「子が1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置  
 ※「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置

～解説動画のご案内～

企業・団体向け  
男性育児休業取得促進オンラインセミナー

令和3年7月6日に厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」で実施されたオンラインセミナーの公開動画です。  
 本セミナーでは「改正育児・介護休業法」や、「男性の育児休業取得の促進について」解説されています。

【イクメンプロジェクトサイト】 育てる男が、家族を変える。社会が動く。  
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

### ③出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：令和4年10月1日

	新制度	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期間	原則休業の2週間前まで(※1)	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 (今回の改正で分割して2回まで取得可)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲(※2)で休業中に就業することが可能	原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。  
 ※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。  
 ①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出、②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示、③労働者が同意した範囲で就業  
 なお、就業可能日等の上限(休業期間中の労働日・所定労働時間の半分)を厚生労働省令で定める予定です。  
 (注)新制度についても育児休業給付の対象となります。

### ④育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：令和4年10月1日

- (新制度とは別に)分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

### ⑤育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

- 従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

#### 【問い合わせ先】

#### ●育児・介護休業制度や助成金について

茨城労働局 雇用環境・均等室(〒310-8511 水戸市宮町1-8-31)

▶法律の内容についてのご相談 ☎029-277-8295

▶助成金(※)についてのご相談 ☎029-277-8294

※育児・介護休業等に係る各種助成金(向立支援等助成金(育児休業等支援コース、介護離職防止コース、出生時向立支援コース等))があります。詳細はQRコードをご覧ください。

助成金についての詳細はこちら!



#### ●育児・介護休業給付金について 最寄りのハローワークへ

茨城県内のハローワークの所在地と管轄についてはこちら!





# 新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### (労使協定で定める事項)

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# 事業主の皆様へ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、**口座振替**が利用できます。

## 『口座振替による納付』のメリット

- ①保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③手数料はかかりません。
- ④保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日 (引き落とし日)	<b>9月6日</b>	<b>11月14日</b>	<b>2月14日</b>
ゆとり日数	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>

## かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- ①**申込用紙を入手**(申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。)

- ▶お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

- ②**金融機関の窓口へ提出**

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

### 〈各期の申込締切日・口座振替日〉

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

- ③**引き落とし前後には、ハガキでお知らせします**

○毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。

○引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

## ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室(Tel.029-224-6213)または、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

# 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタートしております

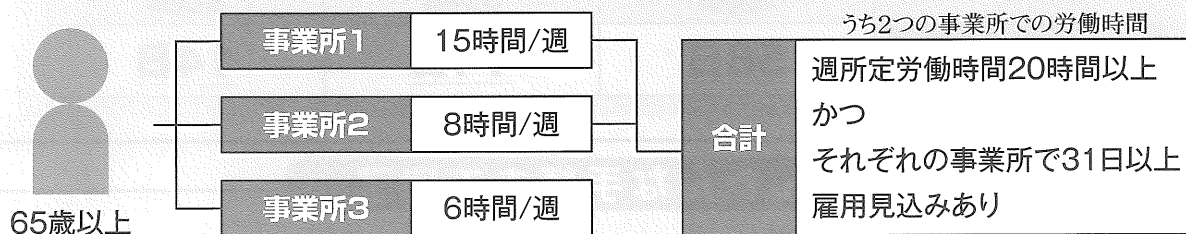
## 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を受給することができるようになります。

## 雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。  
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

## 基本的な手続の流れ

マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要がありますので、事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

## お願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の皆さまの協力が必要不可欠です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかなご対応をお願いします。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

詳細については、厚生労働省の  
ホームページをご覧ください⇒



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 茨城労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare



## 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

保健師のみなさまへ

## 登録保健師

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、従業員50人未満の事業場を対象として、厚生労働省の産業保健事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録保健師を募集いたします。

## ○登録保健師の業務

- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談対応
- ・個別訪問による（健康診断の有所見者を含む。）産業保健指導

## ○登録保健師の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・必要な資格 保健師
- ・委嘱条件 謝金 時間額5,500円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月1から3回 1回当たり1時間から3時間  
(事業場の申込みに応じ、日程を調整の上決定します)
- ・その他 傷害保険加入

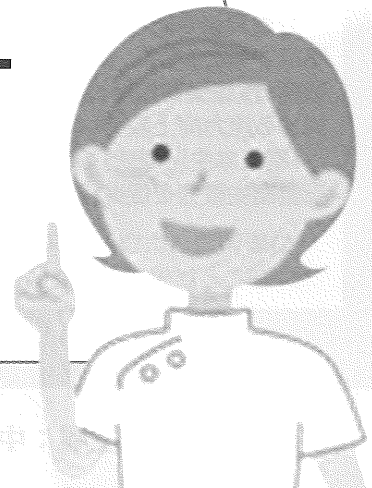
お申込み・お問合せ

## 茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221  
(平日8時30分から17時15分)

FAX 029-227-1335

メールアドレス [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)

令和3年度 2021年12月1日 ▶ 2022年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



製造業における職長の能力向上  
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)  
現場の安全衛生管理のキーパーソン的存在です。  
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 外国人労働者に技能講習を受講させたいと 考えている事業主の皆様へ

茨城労働基準協会連合会・各地区労働基準協会では、技能実習生などで、日本語の理解力が不十分な外国人労働者に技能講習を受講させたいという事業者様からの要望もあり、修了試験問題を母国語で受けられるよう外国語の修了試験問題を準備しております。

ただし、日本語能力に応じて受講に一定の条件を設けさせていただくとともに、外国語修了試験問題の使用については有料となりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

## 1.外国人労働者向け技能講習修了試験問題について

### (1)外国語修了試験問題の対応講習と言語

下記の4技能講習・15種類

### (2)使用料金

1,650円（消費税込）

なお、「フリガナ付き試験問題」については無料です。

## 2.外国人労働者の技能講習受講について

下記受講条件にご協力ください。

講習受講申し込みの際には、「〇〇語の修了試験」を希望とお申し出ください。

なお、講義及びテキストは日本語です。

### (1)日本語の理解力が不十分な外国人に係る受講条件

#### ①日本語の日常会話を理解できること

受講申込書に「日本語理解力申告票」を添付してください。

(一社)茨城労働基準協会連合会ホームページからダウンロードができます。

#### ②受講日までにテキストを使って予習ができること

講義及びテキストは従来通りすべて日本語のため、事前にテキストを購入していただき十分な予習をおすすめしています。

講義で使用するテキストの外国語版はございませんが、異なるテキストを翻訳したものが厚生労働省より「補助教材」として提供されています。(厚生労働省 技能講習補助教材 で検索していただくと無料でダウンロードできますのでプリントアウト等してご利用ください。)

この補助教材を利用することで予習がスムーズになると思います。

有料となりますが茨城労働基準協会連合会でご用意することも可能です。

#### ③原則として講義中通訳を同席させること

なお、実技講習においては安全確保のため必ず通訳同席をお願いします。

### (2)講習会場

中央安全衛生教育センター(水戸市)及び通訳を同席することが可能な講義室を使用する茨城県内の地区労働基準協会

### (3)その他

(1)の条件を満たす場合でも、講習会場の条件等により受講申し込みをお断りすることがあります。

## 外国語修了試験問題の対応講習と言語

- フォークリフト運転技能講習：英語・中国語・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語
- ガス溶接技能講習：英語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語
- 床上操作式クレーン運転技能講習：英語・中国語
- 玉掛け技能講習：英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語



## ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内 化学物質管理者養成研修会のご案内

- 1 講習日時：令和4年2月24日(木) 8:50~16:15
- 2 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り)
- 3 定員：60名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
- 4 受講料等：1名につき 11,025円 【受講料7,945円(税込)、テキスト代3,080円(税込2冊1組)】
- 5 研修内容：①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)  
②具体的な化学物質管理の基礎知識I(化学物質の危険性、安全管理等)  
③具体的な化学物質管理の基礎知識II(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)  
④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等  
⑤化学物質のリスクアセスメント演習
- 6 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。  
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No0870031  
名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」  
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返できません。  
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。  
◇テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内1冊~10冊)を加算して下さい。

## 廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内

- 1 講習日時：令和4年2月28日(月) 12:50~17:05
- 2 講習会場：茨城県産業会館 研修室(〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 館内中2階)
- 3 定員：36名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
- 4 受講料等：1名につき 6,824円 【受講料5,834円(税込)、テキスト代990円(税込)】
- 5 研修内容：①ダイオキシン類の有害性  
②作業の方法及び事故の場合の措置  
③作業開始時の設備の点検  
④保護具の使用方法  
⑤その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項
- 6 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。  
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No0870031  
名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」  
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返できません。  
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。  
◇テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内1冊~10冊)を加算して下さい。

石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆さまへ

# 「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです

石綿を原因とする病気によって、平成28年3月26日までに亡くなった労働者(または特別加入者)のご遺族の方で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合、特別遺族給付金の支給対象となりますが、この特別遺族給付金の請求期限が令和4年3月27日までとなっておりますのでご注意ください。

## お問い合わせ先

特別遺族給付金の請求手続などについては、茨城労働局または最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

## 県内の労働災害発生状況速報 (令和3年12月末現在)

業種別	令和3年	前年同期	業種別	令和3年	前年同期	
計	(22) 3,213	(18) 2,815				
製造業	(3) 832	(2) 755	運輸交通業	(2) 386	(1) 369	
鉱業	(0) 6	(0) 10	貨物取扱業	(0) 52	(0) 43	
建設業	(7) 364	(4) 272	農林業	(1) 56	(1) 72	
内訳	土木	(1) 82	(2) 66	畜産水産業	(2) 130	(1) 133
	建築	(6) 221	(1) 146	商業	(3) 444	(2) 411
	その他	(0) 61	(1) 60	その他	(4) 943	(7) 750

(注) ( )内は、死亡者で内数

## 令和3年死亡災害発生状況

### 追加分

発生月 時間帯	職 年 種 齢 種 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
11月 1~2時	貨物自動車 運転者 40歳代 8か月	一般貨物 自動車運送業	交通事故  トラック	2トントラックで国道を走行中、対向車のワンボックスと正面衝突し、道路から約4メートル下の休耕田に転落した。

## 令和3年死亡災害発生状況

### 12月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 齢 種 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
12月 14~15時	作業員 80歳代 10年	農業	はさまれ・ 巻き込まれ  移動式 クレーン	造園作業先の敷地内において、車両積載型トラッククレーンの運転席ドアを開け、身を乗り出しながら後退していたところ、近くにあった木にドアが衝突し、被災者はドアと車体の間に挟まれ、窒息死した。
12月 8~9時	作業員 60歳代 1年	漁業	おぼれ  水	タコ漁のため、沖で船主と一緒に漁船(5トン未満)上で操業中、当該漁船から転落し死亡した。

# 講習会のご案内 (令和4年2月中旬~3月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
3/14~15・16	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
3/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>玉掛け</b>		
2/17~18・19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
2/17~18・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/4~5・6	NC東日本コンクリート工業㈱	筑西協会
3/10~11・13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
3/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
3/1	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
3/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/5	平成館 (古河市)	古河協会
3/10	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
3/8~9・14・15	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
2/17~18・19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
2/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
2/24~25	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
3/1~2	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/2~3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
3/30~31	平成館 (古河市)	古河協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
3/16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>研削と石の取替え等の業務(機械研削)</b>		
3/4~5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
3/3~4(学科のみ)	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
2/22(学科のみ)	日立ビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会

<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
3/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>廃棄物焼却施設業務</b>		
2/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
2/25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
<b>職長教育</b>		
2/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/1~2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
3/7~8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/8~9	日立ビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
3/10~11	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
2/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
3/14~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
3/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>化学物質管理者養成研修</b>		
2/24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>一般建築物石綿含有建材調査者講習</b>		
2/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
3/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。		
連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478